

2025 年 4 月～ 一部リニューアル!

箕輪町 U・I ターン応援特定人材就労奨励金

奨励金額 30 万円 ※加算あり



有資格者が箕輪町に U・I ターンし、
専門職として町内の特定施設及び伊那中央病院に勤務した場合に奨励金を交付



対象となる特定人

社会福祉士

介護福祉士

看護師

保育士



勤務先

※町内の特定施設

- ・子育て支援センターいろはぼけっと
- ・子育て支援センターみのわ〜れ
- ・町内保育園
- ・病児保育施設：いちごハウス
- ・病院：上伊那医療生協病院
伊那中央病院
- ・診療所：町内各医院等
- ・障がい者支援施設（長野県指定）
- ・障がい児通所支援事業所
- ・介護サービスを提供する介護保険事業所
（長野県/箕輪町が指定）

対象となる人

※下記のすべてに該当する人

☆上伊那区域外に居住していた人

（※上伊那：伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村）

☆町内に所在する特定施設等に特定人材として常勤で就労する人

（※常勤：週 30 時間以上勤務、社会保険および雇用保険の被保険者）

☆町に住民登録する人

- ・町税等を滞納していない人
- ・過去にこの補助を受けたことがない人

※ご注意ください!! 勤務開始日から 1 年を過ぎても申請はできません。

※注 勤務地異動により☆印を満たす場合（異動により町内在住となる方）は、
対象外となります。

奨励金額・加算

基本額：30 万円

□U ターン加算：10 万円

※箕輪町に 2 親等内の親等の住民登録がある方



手続きの流れ

① 特定施設での勤務開始 → ② 書類提出 → ③ 書類審査 → ④ 奨励金支払

提出書類

《提出いただく書類》

- ☐ 交付申請書兼実績報告書【様式第 1 号】
 - ☐ 交付対象者の住民票の写し
 - ☐ 交付対象者の居住の実態を、上伊那区域以外に移していたことを証明するもの（住民票、公共料金表等）
 - ☐ 雇用証明書【様式第 2 号】 勤務先から記入していただく書類です。
 - ☐ 各資格を証する書類の写し
 - ☐ 請求書【様式第 3 号】
- ※以下はリターン加算対象者のみ
- ☐ 戸籍謄本（町内在住の 2 親等内の親等との関係がわかるもの）

就業状況の報告

交付を受けた方は、勤務開始日から 3 年間、毎年 3 月末までにその直近 1 年間の就業状況を雇用証明書【様式第 2 号】にて報告していただく必要があります。

※例年 2 月末頃に、町から雇用証明書の提出についてご案内をお送りしています。

※奨励金の返還

下記のいずれかに該当するときは、交付決定が**取り消しとなり、返還**していただきます。

- 勤務開始日から起算して 3 年を経過する前に退職した場合
- 町に住所を有した日から起算して 3 年を経過する前に町外へ転出した場合
- 就労状況報告を行わなかった場合
- その他町長が返還を相当と認めた場合

※退職日から 1 年以内に特定施設に再就職した場合には、継続して就労しているものとみなします。



【お問い合わせ】

箕輪町役場 企画振興課

みのわの魅力発信室 移住定住推進係

電話：0265-79-3153（直通）

Email：miryoku@town.minowa.lg.jp